

日 薬 業 発 第 470 号
令 和 3 年 2 月 5 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 田尻 泰典

**令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保
支援補助金について**

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国の令和2年度第三次補正予算につきましては、令和2年12月17日付け日薬業発第393号にてお知らせしたところですが、今般、第三次補正予算の成立を受け、厚生労働省より都道府県知事宛てに「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金交付要綱」が令和2年12月15日より適用として通知されましたのでお知らせいたします。

本補助金では、感染拡大を防ぐための取組を行う保険薬局を対象として、20万円を上限として補助されます。補助の対象経費は、令和2年12月15日から令和3年3月31日までに要した経費で、第二次補正予算による「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」と同じ考え方であり、同事業により補助を受けた保険薬局も補助の対象となります。ただし、今回の対象経費には第二次補正予算の「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の対象経費としたものを計上することはできません。

本補助金は、国の直接補助事業であるため、補助の申請は薬局から直接厚生労働省に行うこととなっており、交付要綱、申請書様式、Q&A等は厚生労働省ホームページに掲載されております。申請期限は令和3年2月28日（当日消印有効）で、申請は1回のみとなっております。

なお、申請期限までに申請が間に合わない薬局への対応は、令和3年度に実施される予定となっております（令和2年度内に当該補助金の補助を受けた薬局は対象外）。令和3年度実施分（令和3年4月1日からの経費が補助対象）の詳細は改めて告知されます。

貴会におかれましては、本補助金につき会員へご周知いただき、会員が支援を受けられるようご高配の程をお願い申し上げます。

<別添>

- ・令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金について（令和3年2月3日・厚生労働省医政局経理室医療経営支援課事務連絡）

○厚生労働省ホームページ

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > 「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16443.html

※申請書様式、実績報告書は上記よりダウンロードしてください。